

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>墨田区立幼稚園の保育料に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）の保育料について必要な事項を定めるものとする。 (保育料)</p> <p>第2条 区立幼稚園を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>であつて、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）に係る<u>保育料は、0円とする。</u></p>	<p><u>墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例</u> 〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）の<u>入園料及び保育料</u>について必要な事項を定めるものとする。 (<u>入園料及び保育料</u>)</p> <p>第2条 区立幼稚園を利用する<u>支給認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>であつて、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。<u>以下同じ。</u>）の保護者は、<u>入園料及び保育料を納付しなければならない。ただし、8月分の保育料は、納付することを要しないものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の入園料の額は、1,500円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保育料の額は、世帯の所得の状況その他の事情に応じ、別表に定める額とする。</u> (<u>保育料の減免</u>)</p> <p>第3条 <u>保育料は、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</u> (<u>入園料及び保育料の返還</u>)</p> <p>第4条 <u>既に納めた入園料及び保育料は、返還しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全</u></p>

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める。

部を返還することができる。

[同左]

第5条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

別表

階層区分		月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯（第1階層に該当する世帯を除く。）	1,500円
第3階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（第1階層及び第2階層に該当する世帯を除く。）	77,100円以下 5,700円
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	6,700円
第5階層	211,201円以上 256,300円以下	7,600円
第6階層	256,301円以上	8,500円

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、教育委員会規則で定める法令の規定を適用しないものとする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあつては、第6階層の区

分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。

3 4月から7月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。

4 この表の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める支給認定子どもに係る保育料の額は、同表に掲げる額を限度として教育委員会規則で定める額とする。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第3条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料については、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の第4条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料及び同年9月以前に入園した者に係る入園料については、なおその効力を有する。